

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

オホーツクはまなす農業協同組合

働きやすい環境をつくることによって、全職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年4月1日～平成26年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1：年次有給休暇の年間取得率 一人当たり25%以上とする。

<対策>

- 平成23年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握
- 平成23年4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成23年4月～ 所属長は計画的に取得実施を促す

目標2：時間外労働を削減するため、ノー残業デーを設定し実施する。

<対策>

- 平成23年4月～ 時間外労働の現状を把握
- 平成23年4月～ 検討委員会等での検討開始
- 平成23年4月～ 職員へ周知しノー残業デーを実施する

目標3：職員と家族の健康と互いの交流を促進するための健康づくり運動を実施する。

<対策>

- 平成23年4月～ 職員への具体的なニーズの調査
- 平成23年6月～ 実施できるプランの検討開始
- 平成23年7月～ 随時、健康づくり運動の周知・実施を行う

※参加率目標：全職員の50%とする。

補足：健康づくり運動とは、職員、その家族、また職員同士のコミュニケーションを図るため、公共団体や職場等で企画したスポーツ大会などで体を動かして心も身体も健康になろうという趣旨です。